

●香川県告示第208号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月24日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府大阪市中央区今橋四丁目4番7号

神島化学工業株式会社 代表取締役社長 布川 明

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社 詫間工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	200m <sup>3</sup> /日 2基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後 約6か月	
	使用開始予定年月日	許可後 約6か月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	1.5~3.0	1.0~3.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	浮遊物質量 (mg/L)	10	40
	窒素含有量 (mg/L)	3	50
りん含有量 (mg/L)		0.1	0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		162	200

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	400m <sup>3</sup> /日 6基	
工期等	工事着手予定年月日	5基許可後 (既設1基)	
	工事完成予定年月日	許可後 約6か月	
	使用開始予定年月日	許可後 約6か月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	1.5~3.0	1.0~3.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	浮遊物質量 (mg/L)	10	40
	窒素含有量 (mg/L)	3	50
りん含有量 (mg/L)		0.1	0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		162	200

れる汚 水等の 汚染状 態	水素イオン濃度	1.5~3.0	1.0~3.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	浮遊物質 (mg/L)	10	40
	窒素含有量 (mg/L)	3	50
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		300	400

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1、23、26	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	4	6
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3.8	6
	浮遊物質 (mg/L)	5	20
	窒素含有量 (mg/L)	3.8	50
	りん含有量 (mg/L)	0.14	0.5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	50
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)		42,980	47,230

他に排水口が23箇所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年9月24日から同年10月15日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民環境部環境衛生課